

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第十号

昭和四十一年三月三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 鍛冶 良作君

佐伯 宗義君

中垣 國男君

神近 市子君

田中鐵之進君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検事(大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宜慶君

判事(最高裁判所事務総局総務局長) 寺田 治郎君

判事(最高裁判所事務総局人事局長) 矢崎 慈正君

専 門 員 高橋 勝好君

委員外の出席者

二月二十八日

委員山田長司君辭任につき、その補欠として中澤茂一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中澤茂一君辭任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

三月三日

委員賀屋典宜君辭任につき、その補欠として鍛冶良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

第一類第三号 法務委員会議録第十号 昭和四十一年三月三日

委員鍛冶良作君辭任につき、その補欠として賀屋典宜君が議長の名で委員に選任された。

二月二十三日

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二二号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

○大久保委員長 これより會議を開きます。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

法律

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二二二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第四項中「千五百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千六百円」に改める(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を

次のように改正する。

附則第二十三項中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に、「昭和四十一年十一月三十日」を「昭和四十一年八月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

25 執行吏の恩給の昭和四十一年十月分以降の年額については、その年額が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

26 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について準用する。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から執行する。

2 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定に伴い訴訟費用等臨時措置法の規定による証人の止宿料等の最高額を増加し、また、一般の公務員についての低額恩給の改善等に伴い一部の執行吏の恩給を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 政府より提案理由の説明を求めます。山本法務政務次官。

○山本(利)政府委員 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の宿泊料の最高額を増加するため、訴訟費用等臨時措置法について所要の改正を行ない、第二に、一部低額の執行吏の恩給を増額する等の

ため、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律、昭和二十四年法律第五十五号について所要の改正を行なうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

まず、民事訴訟における当事者、証人、鑑定人、通訳人等の宿泊料並びに執行吏の宿泊料の額につきましては、国家公務員が出張した場合に支給する宿泊料の額に準じて、現在その最高額を特別区の存する地、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及び横浜市においては千五百円、その他の地においては千二百円と定めているのであります。このたび政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、別途国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。証人の宿泊料等につきましても、これに準じて、その最高額を引き上げる必要があると考えられますので、今回、これを特別区の存する地等においては二千円、その他の地においては千六百円に改めようとするものであります。

次に、執行吏は、一般の公務員の場合と同様に恩給を受けることになっておりますが、政府におきましては、一般の退職公務員について、低額恩給を改善する等の必要を認め、今国会に恩給法等の一部を改正する法律案を別途提出いたしております。このことは御承知のとおりでありまして、執行吏の恩給につきましても、これに準じて、一部退職執行吏の低額恩給を改善する等の必要があると考えられますので、その年額が六万円未満のものについては、その年額を六万円とする等所要の措置を講じようとするものであります。

以上が訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くだ

さいますようお願いいたします。

○大久保委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○大久保委員長 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特例法案、及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

大竹太郎君。

○大竹委員 それでは、まずこの裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案のほうから御質問をいたしたいと思うわけでありますが、裁判所法の改正につきましては、新たに地方裁判所に調査官を置くという点でございますが、この提案理由の説明をお聞きいたしますと、最近地方裁判所におきましては、工業所有権に関する事件、また租税、税法に関する事件が非常にふえてきて、これは特別の知識を要する事件であるから、現在の裁判官の知識、そういう面から見て非常に審理がおくれているという理由であるようにありますが、資料等も出ておりますけれども、この最近の地方裁判所におけるこれらの事件の増加の実態、また審理期間が長期化をしている実態というものをまず簡単に御説明をいただきたいと思

います。

○豊野政府委員 工業所有権に関する事件、租税に関する事件の審理の状況、それから数等についてのお尋ねでございますが、その詳細につきましては最高裁判所から御説明願うのが相当かと存じますが、お手元に差し上げてございます資料の中に一部統計が掲げてございますので、これをまず御説明いたします。

差し上げてございます資料は「裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案参考資料」でございますので、そのうちの一番最後の表、十

三表でございます。これは統計にあらわれております最近の昭和三十八年、三十九年における地方裁判所の租税民事、刑事事件及び工業所有権の新受、既済、未済の数を一覧表に示したものでございます。租税関係の民事につきましても、三十八年に新受は百三十五件でございましたが、三十九年には三百三十三件というふうに加増いたしております。それから同じく租税の刑事事件につきましても、昭和三十八年に六百五十五件でございましたが、三十九年には千二百六十六件というふうに加増いたしております。このように増加いたしておりますので、したがって未済事件もかなり増加している状況が見られるわけでござい

ます。

それから工業所有権関係は、三十八年の新受は二百五十四件、三十九年になりますとこれが二百八十一件、かようなことになっております。これは未済の状況を見ますと、三十八年の未済が三百十三件であったものが、三十九年には四百十件というふうに加増しているというふうな状況でございます。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど大竹委員からお尋ねのございましたうち、件数の増加の点につきましてもいま曜野調査部長からお話のあったとおりでございますが、そういうふうに加増しておるわけでございまして、審理期間の点につきましても、実は本法案の性質上、当然に資料としてお手元におつけすべきであったわけでございまして、大体の審理期間から申し上げますと、租税につきましても工業所有権につきましても、普通の事件に比べましてかなり長期化している感じが受けるわけでございまして、いま昭和三十九年におきます審理期間について簡単に申し上げますと、普通の民事訴訟事でございまして、大体一審では十一・九カ月、まあ十二カ月程度で終わっておるのでございますが、これに比べて工業所有権関係の事件は、統計によりまして十三・六カ月、つまり十三カ月半、一年以上要する、こういうことでございまして、それから行政事件が

一般に長期化する傾向は、一般の行政事件でもそのとおりでございますけれども、特に租税の関係の事件につきましては、たとえば東京地裁では三十八・六カ月、三年ほどを要する。大阪地裁のごときは四十カ月以上、つまり四年近くも要する、こういう状態になっておるわけでございまして、それから、なお刑事事件のほうでございますが、刑事事件の普通の事件でございまして、大体六カ月くらい、つまり半年くらいで処理されておる実情でございますが、それに対して租税の事件は一年以上を要する、一年半近いものもある、こういうようなことが統計的な数字でも出ておりますし、また、私どもが実際に事件を扱っております勘といたしまして、ほかの事件に比べてどうも長期化する傾向にあるという感じがいたしておる、こういう実情にあるわけでございまして。

○大竹委員 次に御尋ねをしたいと思います。が、こういうような工業所有権とか、あるいは租税に関する事件にございまして、調査官を置くことといたしまして、特殊な専門的な知識、または経験というものが必要になると思うわけでありますが、この調査官を任命するについて、どういふ人をどういふところから採用するかというところが一番問題になると思うのでありますが、その点をひと。

○寺田最高裁判所長官代理者 お尋ねの点、まことにございまして、臨時司法制度調査会が特殊事件の調査官を置くべきであるという意見を発表せられて、私どももかねて検討いたしておた問題でございまして、早急にその実現にと考えたわけでございまして、その際に一番問題になりますのがこの給源というところでございまして、これは、結局ある意味では待遇問題と相関関係に立つわけでございまして、待遇さえ十分にすればある程度の人に来てもらえる、しかし待遇が悪いとやはりなかなか来てもらえない、こういう関係でございまして、大蔵省と予算折衝をいたします段階でも、できる限り給与定数と申しますか、等級を高いところに格

づけしてもらいたいということをいろいろ折衝いたしまして、その結果大体二等級ということに入れたいただいたわけでございまして。二等級は簡単に申しますと本省の課長クラスということとございまして、これは一般の職員としては相当高い格づけということになるかと思っております。そういうことでございまして、結局専門的知識でございまして、工業所有権関係では、自然特許庁関係の方々が主たる給源になるであろう、そういう場合に、たとえば、審判長であるとか、審判官というふうな方々で、一等級の方もあられるようにございまして、二等級だとか、またさらにその下のほうにある三等級、四等級の方もおいでになるようにございまして、そういう点で必ずしも交流は困難ではないというふうな考えをおるわけでござい

ます。

次に租税の関係でございますが、これはいまの特許事件に比べますとかなり開口として広うございまして、給源も広いわけでございまして。むしろ国税庁関係の方々が相当有力な給源でございまして、うが、たとえば公認会計士というふうな方々も一つの給源でございまして、その他そういう會計関係の仕事の方の中から選べるということと、このほうは比較的給源にめぐまれておるのではないかと、かように考えておるわけでござい

○大竹委員 それではお尋ねしたのであります。が、この調査官の制度は地裁としては初めてであります。が、高等裁判所あるいは最高裁判所においては、いままでもあったわけでございまして。もちろん工業所有権、あるいは租税に関する特別の知識を持つておる人から採用するということはわかるのであります。が、私は、同時にやはり裁判に関係する調査その他をやるわけであります。と、何と申しますか、いわゆる法律に関する基本的な知識と申しますか、そういうものは非常に私は大事だと思っております。が、そういう面の教育とでも申しますが、その点はどういふふうにお考

ですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま大竹委員

のお尋ねの点につきましては、私どもとしては
かように考えておるわけでございます。私どもが
特殊事件の調査官をお願いいたしますのは、結
局、そういう特殊の分野における基礎的な知識
が、必ずしも裁判所の職員、特に裁判官に十分で
ないという意味で、そういう点での補助をしてい
ただくということが主眼でございますので、何よ
りもまずそういう特殊の方面の、化学であるとか、
あるいは電気であるとか、機械であるとか、
そういう特殊の知識にほんとうにすぐれておる方
に来ていただいて、そして補佐してもらい、こ
ういうことを考えておるわけでございます。しか
しながら、もとよりいま大竹委員から御指摘の
ございましたような、裁判所の職員である以上一般
的な法律的な素養というものが全然なくいいわ
けでもございませんので、そういう面は、将来入
りましてから種々の方法で研修その他指導をし
て、一般的に、基礎的な法律知識は与えるよう
にしたいと考えておるのであります。が、しか
しながら、主眼といたしましては、やはり法律的
知識は、これはいわば裁判所における裁判官も書
記官も十分すぐれておるといふ自信を持ってお
るわけであります。その特殊の方面での知識の補
助をしていただきたい、かように考えておるわ
けでございます。

○大竹委員 いままで高等裁判所、それから最高
裁等では調査官の制度があったわけでございま
すが、どう言ってお聞きしたらいいのかわから
ないわけでありまして、率直に言いますと、相
当実績があがっているかどうかということ念の
ためにお聞きをいただきたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋
ねの点につきましては、あるいは最高裁判所の調
査官の係と、高等裁判所の調査官とを分けて申
上げたほうがいいのかわからず、ございませ
んが、最高裁判所の調査官は、御承知のとおり実
際上は大部分の者がいわゆる裁判官の有資格者で
ございます。そして、何と申しますか、最高裁判
所の裁判官の持つていない知識を補充するとい

面はあまりないわけで、ただ、要するに下ごしら
え、準備をする。つまり法律家としては圧倒的に
最高裁の裁判官のすぐれておられることは言うま
でもないわけでございますが、何と申しましたも
現在の最高裁では非常に多くの事件を能率的に処
理しなければならぬ、しかもその中には、機械
的に処理して足りるのではないかと考えられる点
が相当あるわけでございまして、そういうものに
ついていけば補助的な仕事を調査官にやらせてお
るわけでございます。そして、それが能率をあげ
ておりますことは、大審院当時の処理件数が最高
裁になりましてからの処理件数と比較いたしまし
ても明らかであるかと思ひます。また、いろ
いろの学際等から判例について御批判を受ける際
におきましても、大審院の判例の場合には、間々前
の判例と抵触するのではないかと、前の判例を見落
としておるのではないかと、いろいろな非難を受け
る面がないでもなかったようございまして、最
高裁になりましてからは、結論の当否はともかく
といひまして、少なくとも調査官十分だとい
うような印象を与えていない。この点は弁護士会
もお認めになつておるんじゃないかと思ひます
が、従来どういふ判例があったかということにつ
いて完全な調査をして、その上で判決がなされて
おる。この点は、やはり調査官の活動というもの
が非常にあつて力がある、かように考えてお
るわけであります。

それから、高等裁判所の調査官は特殊事件の調
査官であります。これは、まさに今度お願いいた
しております。地方裁判所の調査官と同じ性格の
ものでございまして、わずかに東京高等裁判所に数
名の程度でございまして、しかしながら、これは
特許庁からまいりますいわゆる審決に対する抗告
というふうな、非常に裁判官としてはめんどろな
事件をやつておるわけでございまして、その際
各種の専門的知識を補助してもらつておるとい
うことで、現在高等裁判所には特許部というの
がございますが、その裁判官等に聞きますと、現在
の件数を処理できているのは、やはりその調査官

の協力が非常に力がある、こういうふうに申し
ておるような状況でございまして、相当な成果を
上げておる、かように考えておるわけでございま
す。

○大竹委員 次に、お伺いしたいのであります
が、地方裁判所には、今度六人が採用をするとい
うことになっておるわけでありまして、法律の
面から見ますと、「各地方裁判所に裁判所調査官
を置く」というように、規定の上ではなつてい
るわけでありまして、六人ということになります
と、主として東京とか大阪のように特殊事件の多
いところに配置されるかと思ひます。その
配置先の問題、それからその運用方法というよう
なものについてお伺いしたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま大竹委員のお
話のございました点について、実は私どもも折衝
でこの予算が通りましてから、いろいろ各方面か
ら、どうも裁判所のやることは非常に消極的で、
六名じゃだめじゃないかというふうな激励を受け
た面も多々あるわけでございまして、そういう点
ではまことにどうも不十分であつたかなという感
じを持っておるわけでございまして、しかし、何と
申しまして、地方裁判所では初めての制度とし
て、いわば制度の第一歩を踏み出すということ
で、あまり大ぶろしきを広げるのもいかにとい
うような気持ちから、かようなことになつたわけ
でございます。そこでその六名が、しかもさらに
租税関係と特許関係と、この二つに分かれます
と、自然それは三名ずつというふうなことになる
ますし、なおまたこの特許関係では、化学と機械
と電気というものは、相互に何と申しますか流用
と申しますか、一人の人で二つのことをやるとい
うこともむづかしいようございまして、そうしま
すと自然特許関係は化学、機械、電気、一人ずつ
というふうなことになるわけでございまして、また
租税の関係でも、民、刑、一応一人ずつという
ふうなことになってまいりますと、東京地方裁判所
だけでも最小限五人は要するといふようなこと
でございまして、今回の場合は東京地方裁判所を中

心に配置し、なお一人か二人はあるいは大阪地方
裁判所にでも置くことができれば、かような程
度の心づもりでございます。

その運用といたしましては、これは先ほど調査
部長からお話ございました、この統計からいま
りまして、特に工業所有権等につきましては、
やはり圧倒的に東京が件数も多いし、また事件も
むづかしいわけでございまして、東京に配置す
ることによつて、従来のいろいろ不自由な点は相
当大幅に改善されるであらう、かように考えてお
るわけでございまして、しかしながら、そのほかの
都市の裁判所にも、むしろ特許事件がないわけ
はございませんので、そういう場合には必要に応
じてしかるべく応援の方法を考えてまいりたい、
かように考えておるわけでございまして。

○大竹委員 いまの御説明にもありましたよう
に、六人じゃ、卑近なことばで言うとなかなか
かゝりかたない、というお話であつたわけであり
ます。それで私のほうでお聞きしたいのは、いま
でももちろんこういう事件があつたわけであり
まして、こういう調査官を置いて調査させるとい
うことは、わかつておるわけであります。そんな
らいままでは一体どうしておつたのか、そしてま
たこの手の回らぬところは、一点こういう事件に
対してはどうして処理するのかということをお聞
きたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 まことにござい
ます。まあお話をさせていただきますが、いままで
どうしておつたかといふことになりまして、結局
は裁判官が非常に苦勞をし、苦心をして処理し
ていた、端的にいへばそういうことになつたか
と考えるわけでございまして、たまたまここに
参つておられますと、課長も、東京高裁で特許
事件をかなり担当しておられたわけでございま
すが、いろいろお話を伺ひまして、専門の参考書
とかいろいろものを相対準備いたしまして、そ
うしてこれらを勉強する、こういうことによつ
てございまして、しかもその勉強が、きょう化学
の勉強をする、来週はまた機械の勉強だといふ
ようなことで、それぞれま

た特殊性がございまして、そういうことが非常にひまがかかる。これは勉強といつても、裁判官としても比較的そういうものに関心もあり、能力もあるような方がなつておられる場合が多いわけでありまして、それでもなおその勉強に相当骨が折れる。そういう一から勉強しなければならぬことを、いろいろアシストしてもらえば、勉強がよほどスムーズにいく、こういうことが私どもの率直なねらいであるわけでありまして。今後はそういうことで、この調査官の置かれます地方に關しましては、そういうことは相当スムーズにいくのじやないかと考えております。それ以外の地方につきましては、先ほど申し上げましたように、どうしても必要な事件の場合には、あるいは応援に行つても補助してもらおうというふうな場合も考えなければならぬと考へておりますが、将来東京地裁における実績をも十分検討いたしまして、給源等をもにらみ合わせながら、増員等の点についても慎重に検討してまいりたい、かように考へておるわけでありまして。

○大竹委員 先ほどもちよつとお話がございまして、この調査官の制度というのは、臨時司法制度調査会の意見によつたというお話でございまして、この調査会の意見書を拝見いたしますと、工業所有権、それから租税に關する事件というほかに、たしか会社更生事件等の計算事件についてもというふうな意見が入つておりますが、将来会社更生法に關する事件等についても置かれる意思があるのか、それからまた数もいま六人じやなかなかほかがいかなないというお話なので、相当数増員される御意思があるのかどうか、あわせてお聞きいたしておきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 ただいま御指摘のとおり、臨時司法制度調査会の意見の中におきましては、特殊事件といひまして、工業所有権關係事件、租税關係事件とともに、会社更生事件をあげておるわけでございます。ところが、会社更生事件につきましては御承知のとおり、会社更生法の中で必要な場合には調査官を置くことができるというふうな

な規定も一応ございまして。それから実は会社更生法につきましては、法務省におきまして、これは改正する必要があるのじやないかとこの考慮のもとに、ただいま法制審議会において検討中でございます。したがらしまして今回は、調査官の給源の問題ともをにらみ合わせまして、さしあつて最も必要と考へられております工業所有権事件と租税事件について、地方裁判所に調査官を置くことにいたしました。会社更生事件につきましては将来の検討ということに譲つた次第でございます。それから、いまひとつ御質問のございました将来の増員の問題でございますが、これは給源等の關係もございまして、今回は六名ということにいたしましたわけでございます。将来その必要を勘案し、また給源を勘案いたしまして、必要に応じて増員の手配もいたしたいというふうな考へております。

○大竹委員 次に伺ひたいのでありますが、これは主として弁護士会あたりの意見等にあるのであります。調査官の制度というものを活用していただくことはもちろん非常にけっこうなのであります。先ほど来御説明にもありましたように、こういういわゆる法律を勉強した裁判官が、率直に言へば基礎的知識もない工業所有権等の問題について調査官の制度を活用することになると、ともすると、あまり活用し過ぎると裁判の公正というものが害されるのではないかとこのような心配が弁護士会その他にないわけではないと思ひます。これらについてどう考へておるかと

○鹽野政府委員 ただいま御指摘の点は、非常に重要な問題でございます。実は臨時司法制度調査会におきまして、この地方裁判所における裁判所調査官の問題が審議されました際にも、一般事件についての裁判所調査官を置くかどうかという点についてただいま御指摘のような問題が検討の対象になつたように承つております。そこで、その結果一般事件につきましての地方裁判所調査官につきましても、やはり第一審の事実審として、

いわばなまの事実認定をしていくというふうな、地方裁判所におきましては、やはりこのような種類の調査は本来陪席の判事補がこれをやるのが適当である、あるいはまた書記官の調査補助の権限によつてある程度まかなえるのではないかとこのような御意見がございまして、結局一般事件についての地方裁判所の調査官というものは検討問題ということにとどまつたわけでございます。それに対して、特殊事件についての調査官は、現在裁判官がこの種の事件を担当いたします場合に、その特殊事件を審判するための特殊専門分野についての知識を得るために、非常な努力を重ねていくというのが実情でございます。その点、いま寺田

総務局長からも御説明のあつたとおりでございます。これは新しい知識を得るために本もたくさん読まなければならぬ、文獻をさがすということだけでなくたいへんな努力だということに察するにたかぬのであります。そういう面から申しまして、やはり地方裁判所にも専門知識を補充するといふ意味の裁判所調査官というものを置くのは、きつめて適切であるといふふうな御判断のもとに、先ほど来申しております特別の種類の事件につきましては、地方裁判所に調査官を置くのが相当であるという御意見が出ておるわけでございます。そこで、私どももいたしましては一般事件につきましては、先ほど御指摘のような問題もござい

ます。臨時司法制度調査会の御意見もございします。なほ今後の研究問題ということに検討を続けたいと思ひます。さしあたり工業所有権關係の事件、租税事件に關する専門分野における裁判所調査官というものを地方裁判所に置くことといふことを考へたわけでございます。この専門分野における知識を補充するということでございます。この専門分野の知識を裁判官がかりに全部新しく設けられました裁判所調査官にまかせ切つてしまふというふうなことにでもなりましたら、ただいま御指摘のような問題が起るおそれなきにしもあらずといふふうに考へられるわけでございます。先ほど来申しましたように、現在では

裁判官が非常な努力をしてその知識を習得している。そのためにおのずから勉強の期間もかなり、審理期間が延びてくるということも実情であらうと思ひます。その知識を従来よりも比較的容易に補充し吸収するといふことができるようにするための地方裁判所調査官でございますので、御指摘のようないわゆる調査官裁判というふうな弊害は、この種の調査官制度については心配はないといふふうに考へておる次第でございます。

○大竹委員 いまの御説明でわからぬわけではないのでありますが、先ほど申し上げましたように、とにかくほとんどの裁判官は法律を専攻した人であるわけでありまして、租税のほうは別といたしまして、工業所有権關係の問題については、簡単にいへばしろつとであるわけでありまして、専門的な知識のある調査官の意見をうのみにするということになりがちだと思ひわけでありまして。結論としてはこの五十七条の「事件の審理及び裁判に關して必要な調査を掌る」という、この規定の運用に當たると思ひわけでありまして、結局資料だけを出してあつた結論は裁判官の判断にまかせるということになればいいのじやないかと考へておりますが、具体的にこの規定をもう少し説明していただきたいと思ひわけでありまして。

○寺田最高裁判所長官代理者 大竹委員のお話し重々ござつとものことばかりでございます。結論的には、先ほど鹽野調査部長からも御説明申し上げましたとおりでございます。私どもも全くそういう趣旨でお願いしておるわけでございます。が、少し碎いて御説明をさせていただきます。これは要するに運用にあるといふことになろうと思ひわけでございます。いやしくも裁判が多うても公正を疑われるということでは、裁判としては致命的なものでございまして。私どもとしては真に公正であるばかりでなしに、公正であるといふことの信頼感を受けるといふことがきつめて大事であると思ひ考へておるわけでございます。したがらしまして、こういう調査官のような制度の運用にあたりましては、特にその点に戒心してまい

て、なるほど私もそういうことかということを感じましたわけでございますので申し上げたわけでございますが、そういう要するに争点に重要な関係がある、それによつて勝負がきまつてしまふということではなくして、そこまで行きますとこのそのことばの説明とか、そういうようなものについて十分補助してまいる。そして、しかもそういうことは、できる限り外から見てそういう誤解を受けないように、公正に明朗にやってもらいたい。今後運用にあたりましては、十分その点について各裁判官のほうにお願いするつもりでおるわけでございます。

○大竹委員　最後にお聞きしておきたいのですが、この問題を承つていろいろ考えるわけでありますが、そういったしますと、調査官が採用される場合においては、やはり相当のそのほうの知識があるということ、また一面相当の経験も必要であるというふうに考えられるわけですが、そういったしますと、先ほどもちよつと御説明がありましたように、待遇の面において相当厚くないと、いま言ったような適当な人が見つからぬということになると思うのであります。さっきの御説明だと、たしか二等級の待遇というお話でございますが、二等級といわれてもちよつとわからぬのですが、金額にして具体的にどのくらいになるののでございませうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたとおり、二等級ということでございまして、大体金額にいたしますと六万円から九万円くらいだということでございます。なおそれに若干の手当もつくことになるわけでございます。そこで、六万円から九万円と申し上げますこと自体が、必ずしもまた議員の先生方にはぴんとまいらない面があるうかと存じますが、先ほどもちよつと申し上げました、要するに本省の課長クラスということでございますし、それからなお特許庁なんかと比較いたしますと、審判官が大体その辺のところにおられるということでございますので、金額が六万円かどうかというお話もあろうかと思ひます

○大竹委員　そうすると、判事さんにするのとどの程度になるのですか。

○**総括委員** 関連して、先ほどから聞いておるが、どうもまだわからぬところがある。どういうことをさせるのだね。もつと簡単に、むずかしいことでなくて、率直に、具体的に判断が足らぬものだからその判断を補充して、それという意味なのか、何か個々の問題が出たら、それについてこういうことを調べてくれ、こういうことを調べてくれというので、そういう資料を出すのか、それとも大きな知識を裁判官へ与えることをつとめるのか、何かあなたのほうの頭にあるだろうと思うののだが、その点ひとつ聞かしてもらいたい。

の判断の補充かというお話、これは毛頭そういうことはございません。判断を少しでもさせようという気は毛頭ないわけでございます。結局その一番のねらいは、たとえば鑑定書なら鑑定書の前に、そもそも訴状が出てまいります。その訴状に使っておりますことばそのものの意味が、すぐわかるというわけにまいらないのが実情のようでございます。これはどういう意味なのか、そのことは、実は先ほどちよつと申し上げましたように、だれに聞いても、たとえば化学の専門家なら同じ答えをしてもらえる。たとえばこの本のどこに書いてある、しかし特定の本の一カ所だけに書いてあるという場合もあると思いますが、この

意味を理解することについても非常に苦勞をして、いろいろな本を調べて勉強していく。そのと

る教えてもらおうと申しますが補助してもらおうと認めてもらつて、そしてまず訴状を納得する、それから答弁書を納得する。それからその訴状、答弁書をいろいろ手控えその他を整理するにつきますけれども、普通の事件ならば、たとえば判事補の人材に整理してもらつても簡単でございますし、あるいは書記官にやつてもらつてもあり得ようと思ひますが、すでにそういう表をつくつたり何かをしますこと自体が普通の裁判所の職員ではできませんので、そういう表をつくつてもらつて、そしてそれによつて理解しやすくしていく、こういうよ

ておりませんので、具体的な説明がまことにまずくて恐縮でございますが、いろいろ実地にやっております裁判官から聞きますと、そういうことになるわけでございます。判断そのものは、これは従来から、かりに鑑定書が出ておる場合でも、それはわからないならわからないなりに、といつては語弊がございますが、とにかく鑑定の結果を、どちらが正しい、あるいは鑑定の中のこの部分とこの部分が正しいと判断するその判断そのものは、あくまで従来とも、また今後とも、裁判官が自己の良心に従つてやるわけでございます。そこまですまいますまでのひとつの事務的な、いろいろなことばその他の補助、こういう考えであります。

す。

○鑑治委員 そうすると、裁判に関する判断は絶対でない。判断の資料とまでいかぬので、その中にあらわれておる専門的の知識を補充してもらうために用いるもの、こう考えてよろしゅうございますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 大体的に申せば、お話のとおりでございます。

○鑑治委員 その次に、給源ですが、この間から特許法改正に関する問題が出ておりましたので、われわれも相当勉強させられた。そのときに、特許庁で一番言うのは——いま問題になっておるのは、特許庁でもって事件がふえたのだから、もっと人間をふやして、それでもっと丁寧に審査すればいいのだと言ったら、それは不可能だと言う。人を得られませんか、こういうことを明瞭に答えておられます。その特許庁からあなたの方のところへもらおうというのは、これは不可能なことだと思ふのですがどうですか。何か話でもして、大丈夫見当つたのですか。大竹君も一緒なんだが、この間の特許庁の答弁からいって、これ以上ふやすということは不可能だ、こう言っているが、い万人やよそへ人を分けてあげるなどということは考えられないのだが、それはどうなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 そういうお話をいただきますと非常に恐縮するわけでございますが、ただこれもいろいろそのようなことがあるうと思ひます。たとえば現在裁判官が非常に不足しておる。弁護士からいっていただければというのに、むしろ裁判官からやめて弁護士におなりになる。弁護士から裁判官においていただければいいけれども、なかなかおいでいただけないということと少し話は違ひましようが、現在でもたとえ高等裁判所に特許庁から若干おいでいただいておりますのでございます。これはおいでいただいておりますという表現があるいは妥当でないかもしれせんが、特許庁育ちの方で、東京高等裁判所の調査官におなりになっていただいております方があるわけでありす。これはあるいは特許庁からいわせ

ば、ああいう裁判所のようなところへ人を出さなければ、それだけの人数が向こうで確保できないというお話になるうかとも思ひますけれども、これはまた御本人にすれば、特許庁より裁判所のほうが働きたいということかもしれせんし、そこはお互いによく話し合ひまして、そして足りないものを分け合つていくよりしようがないと思ひますが、現在、現実に数名はそういう方が高等裁判所におられるわけでございます。これを三人くらいふやすということは、それほど困難ではないのではないかと。そこで、本来私どものほうとしては、あるいは大阪に赴任してもらえば六人もほしいわけですが、はたして大阪に赴任していただけるかと、その人がやれるかということもあつて、そういうことを勘案しながらこの制度を進めてまいりたいというところがあるが本音でございます。三人くらいということばは妥当ではございませんが、三人おいでいただくことについては可能ではないかと考えておるわけでございます。なお、特許庁だけが、あるいは特許庁御出身の方だけが給源と考えておるわけでもございませんので、あるいは大学等で、大学のほうはやめて裁判所へ入つてみようかとお考えになつていただく方があれば、これは大いに歓迎するところでありまして、何とかくふうしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○鑑治委員 それからもつと根本問題ですが、なるほど裁判官として持たない知識を補充してもらふ、これは必要でございます。かようなことを考えますと、たいへん広い方面に頭が向くのを工業所有権、税法、その次に考えられるのは医学に関する問題、これはおそろくなかう、これらはどうされるのか。その次に考えられるのは交通事故に関する問題、しかも鉄道、汽船、自動車、進んでは飛行機、この間の全日空事件のごときものは、ちよつとそこらの人を頼んできて説明を聞いたぐらいではいかぬものだ。そういうふうなことで、知識を補充しなければならぬもの

だとするならば、今後もつと補給しなければ裁判ができないという問題が多々出る。そういうことになつたら、裁判をやめますか。それともどういう方法で裁判をやられますか、大問題だろうと思ふが、いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 制度の問題に入つてまいりますので、裁判所のほうで答えたいのかどうかとも疑問でございますが、私どもの考えとして申し上げれば、これは理論的に一体、たとえば交通事故の問題、あるいは医学の問題と特許とどつちがより専門的であり、より理解困難かというお尋ねを受けても、それを理論的に説明することはなかなかむずかしいか考えますし、どういふふうに申し上げていいのかわからずしてございすが、ただ私どもが実際業務に当たつております場合には、医学の場合にいたしましても、交通事故の場合にはなおそうでございますが、医学のほうは交通事故の場合よりはや専門的かと思ひますけれども、しかしその医学のことばそのものが、全然理解できないというよりは比較的少ない、これもないと申し上げては僥倖になるうかと思ひますし、むしろ鑑定その他をやつておりますが、鑑定をやつてもらつて、その鑑定書そのものさへ理解できないというこのケースが、少なくとも特許なんかよりは少ないような感じが受けるのが実感でございます。しかしながら、そう申し上げても、将来ますます医学は専門化するわけでございまいし、その他すべての科学が分化して専門化していくわけでございすから、その分化した、専門化したもののそれぞれについて、知識の補充を要しないかというおしかりを受ければ、あるいは将来ともそういうことを全然不要だとまでは断言できないわけでございますが、現在の段階で私どもが痛切に感じておりますものは、やはり工業所有権事件が第一でございますまして、これは実感でございますし、おそらく裁判所はそういうことをみんな考えておるのではないかと。それはあるいは事件数等とも関連があるかと思ひます。非常にそういう事件がふえてまい

ると、この種の事件についてもなかなかたいへんだという実感を受けるようになることもあるかもしれせんが、現在の実感としては、私どもは工業所有権事件が一番理解が困難なものが多いような印象を受けておるわけでございすし、そういうところが臨時司法制度調査会の意見書等にもあらわれたさうではないかと、これでお答えになつておるかどうかわかりませんが、さように考えるわけでございます。

○鑑治委員 それは、事件の多いのはそうだが、補充してもらわなければならぬ知識を要求するのは、私は、先ほど言つたように、飛行機などの事故がたいへんだらうと思ふ。事件が多いから——そこがわれわれのほうで注意してお聞きしたいところなんです、事件が多いものだから、早く片づけるのにそれを手伝つてもらふのだということになると、これは考えなければならぬ。そうじゃない、知識がないから、こう言われるので、それではやむを得ぬ。事件を早く片づけるようにするといふんだつたら、裁判を手伝つてもらつたらいい。それを私は注意して申し上げてゐる。なるほど、幾ら裁判官といへども全知全能でないから、そういうことはないと云われるかもしれないが、それよりも私は根本的には、やむを得なければ補充を得なければならぬし、鑑定も得なければならぬが、いやしくも裁判官となつた以上は、裁判所にあらわれてくる事件に対して、裁判所では必ず専門の知識を持つておるんだ、このプライドを裁判官に持たせることが一番じゃないかと思ふ。よそから引つぱつてくる、これはやむを得ないから引つぱつてくる。だから今後はひとつ裁判所においても、こういう事件が出てくる以上は、裁判官全部にこんな知識は持つてもらふ必要はなからうけれども、特に興味のある人、特に研究心の強い人に特別の研究をしてもらつたりして、なるべくこういうものはよそから連れてこぬことが根本だと思ひが、これはどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 まことに鑑治委員のお話のとおりでございますし、また事実私ども

も従来ある程度のそういう努力もしてまいってある面があるわけでありまして。現に東京高等裁判所や東京地方裁判所の特許部の裁判官の方、ことにそれを数年やられた方は、かなり特許庁の人なりその他と同等でもが言える程度まで専門的知識をお持ちになるまでに至っておるわけでありまして。ところが、そうなるまでに非常な努力もされ、年数もかかり、それがひいては——御本人の努力なり骨折りだけならばかまいませんけれども、かまわないといえるわけでもないでしょうけれども、そのことがひいては、その努力をする間にやはり事件処理の遅延、それもほんとうに争うべき争点のために遅延したのではなくて、裁判官が勉強するために遅延する。それであれば、もう少し手つとり早く勉強する方法がないであらうか。こういうようなことも一つの観点でお考えいただきたいわけでありまして。先ほども申し上げましたように、従来はいろいろ書物を研究したわけでございます。今後とも書物の研究を、全然不要というわけにはまいらないと思いますが、書物を研究するに於いて、それを補助してもらえば、その研究がよほど容易になるであらう、こういうことでございます。そういう意味でございますから、あるいはこういうふうに申し上げれば一番おわかりいただきやすいかと思いますが、極端に申し上げますれば、特定の事件に全然関係なしに、およそ通常出てくるであろう一つの方式といえますか、専門的なものについて、これはこういうことであるという一般的な公理を、平生説明しなくてもいいというところまで、現在の特許部の裁判官の数名の方は達しておられるわけでありまして、その達する期間を少しでも早くしたい、こういうところもねらいになっておるわけでありまして、先ほど御指摘の点は私もまことにそのとおりと思うわけでありまして。どんな事件がこうと、常に裁判所は受けて立つという自負を持って臨みたい、そういうつもりで、これは一つはそういうことについての補助的手段と考えておるわけであり

ます。

○鑑治委員　そこで最後に申し上げたいのは、先ほど未申しましたように、裁判を補助するものではありません。裁判所に來て専門知識の講演をするとか、専門知識の資料を出しておるだけであつて、決して裁判をやるものじゃない。裁判の補助もやるものじゃない。われわれは先ほどからこう念を押しておるのです。事件が多いから連れてきて、早く裁判を片づける手伝いをしてもらおうということになる、だいたい話が違つてくる。私は、そういうことでないことをまずだめを押しておきます。

そこで申し上げたいのは、これはこの前から私は言うんだが、往々にして、裁判所に入つてきまして、裁判所に五年おつたんだから、これは裁判官にしてくれ、裁判の経験があるから裁判官にならなければならぬ、これはいままでの経験上出てくる。われわれは、どうしてこういうものが出るんだらうと思ふのに、裁判所がこれに賛成したり、法務省がこの提案をせられたりするのだが、このたびはそういうことのないことを私は念を押すのですが、どうですか。そういうことがあるのなら、ここで私は考えなければならぬが、いかがですか。

○鹽野政府委員　先ほど来御説明申し上げておりますとおり、今回新設される地方裁判所の調査官は、法律の分野の専門家ではないわけでございます。機械、電気等の専門家はいしは簿記、会計の専門家というものでございまして、この面の知識を活用しようというために、この調査官制度を設けるわけでございます。したがうして、この調査官になりまします人たちは、そういう分野の専門家でございまして、決して裁判の専門家ではないわけでございます。もちろん長年裁判所で調査官をつとめてまいりますれば、おのずからある程度裁判についての知識を得ると思ひますけれども、何ぶんにも法律の知識ではないわけでございます。この新設される調査官制度は、専門分野の調査官がすぐ裁判官になるような道を開く、かようなことはたゞいま考えておりません。

○鑑治委員　どこまでもこれは技術家として入られるのですから、技術家としての尊重は必要だと思ひます。したがうして、昇給も必要であらうし、やらなければならぬ。そして非常に働いてもらわなければならぬと思ふが、長くおれば裁判官になれるものだという考えだけは、ここであな方も持つてもらつてはいかぬし、われわれもそういうことならば、これはやめてもらわなければならぬと思ひますが、そういうことのないよう、ここで念を押しておきます。私は何も入つてくる人に、特別の考えを持つて言うのじゃありません。われわれは、いやしくも法律家というものは、ローヤーといふものは、そういうものじゃないのだ。ローヤーはローヤーとしての進み方があるのだと思ふのに、どうもよそから入つてきて変なことをして、せつかくの秩序を乱すようなことが多々あるものですから、この点だけはよく申し上げておきます。そういうことのないようにひとつ記録の上にしっかりとめておいていただきたいと思ひます。

○大竹委員　次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、お尋ねをいたしたいと思ふのでありますが、まず最初に基本的な問題を一点だけお尋ねしておきたいと思ふのであります。

この臨時司法制度調査会の意見書を見ました。まず、ちよつと読み上げますと、「裁判官の増員については、わが國の法曹人口が少なくないところから、その給源には限界があるのみならず、裁判官の質をできる限り高いものとするを理想とする以上は、無条件に増員を推進しようとする」となつてゐる。したがうて、訴訟遅延の原因のためには、直ちに裁判官の増員という方策にたよることなく、まず他の適切な施策を講じた上、必要な裁判官の増員を考慮するのが望ましいと考へられる。」といふふうな指摘しておるわけでありま。もちろん先ほど来問題になつております調査官制度のごときは、まずその一つのあらわれであると思ひますが、そのほかいろいろ

る裁判官の負担の軽減、あるいは裁判の促進というものにはいろいろな手段があると思ふのでありますが、それらについて具体的にひとつ御説明を願ひたいと思ふのであります。

○寺田最高裁判所長官代理者　裁判所自体の問題でございますので、便宜まず裁判所のほうから意見を述べさせていただきますと思ひわけでございます。

いま大竹委員の御指摘のとおり、臨時司法制度調査会の意見書には、御指摘のような説明がございまして、おそらく私も従来、この法務委員会でもそういうふうなことを申し上げたこともありますが、私ども自身が、やはりこれは臨時でも申し上げたことでございますが、裁判官の増員というものが一番最初の方法であるといふことは問題ではないか、むしろ、少し極端な言い方をすれば、最後の問題である。他にいろいろな方法をとつて、それでもなおかつ負担が軽減されないといふときに、裁判官の増員を考へるべきではないかといふふうな考へを持つておるわけでございます。と申し上げましますのは、先ほども御指摘のありましたとおり、給源の問題もございまして、待遇その他の問題もあるわけでございます。そこで、定員をふやしていただいても、すぐ実員がふえるものでもございませぬので、そういういろいろな点から、施策を考へてまいりたいといふわけでございます。現に、先ほど大竹委員から御指摘のありましたぐあひに、臨時の意見としては、こういう点を考へるべきだといふ具体的な提案もあるわけでございます。しかしながら、それらの問題について、一部のものはすでに国会で御審議をいただきて、認めていただいたものもございまして、必ずしも十分にまいつておらない面もあるわけでございます。しかしながら、まず、いまの補助機構の問題につきましては、これは先般来いろいろ増員もしていただいておりますし、また、今回のこの法案にも掲げていただいておりますわけでございます。なお、裁判所以外のこととしては、いろいろ

弁護士会等の問題についても提案が出ておりまして、そういう点で、最近では弁護士会とも話し合いの機会を持って、いろいろ前向きに検討しておるわけでございます。

それからなお、物的面につきましては、これは大竹委員つとに御承知のように、昨年の国会でいわゆる研究庁費というものを認めていただきまして、そのために、一度東京地方裁判所の刑事部にでもおいでいただければよくおわかりいただけると思ひますが、各裁判官室に、ある程度の調度品も入れていただき、また、図書も相当に充実させていたいただけてございます。そこで、いわゆる宅調廃止という面からいいますと、現在では相当な程度までこの廃止の方向に進みつつあるわけでございまして、そういういろいろな合理化の問題につきましては、いま御審議いただいております予算案においても、相当に計上していただいております。

ただ、若干おかれておりますのが、いわゆる制度面の改革でございまして、たとえば簡易裁判所の事務管轄の拡張の問題であるとか、あるいは裁判所の配置の適正化の問題であるとか、こういう問題については、何ぶん事柄が非常に重大でもございまして、各方面の御意見を十分伺つてまいらなければならぬという一面から、若干おかれておる面はございしようが、しかし、その間にありまして、先ほどちょっと申し上げましたように、たとえば特殊事件の集約的処理という面では、立法化も、いまいろいろ法務省とも相談はいたしておりますけれども、立法化というのはなかなか検討すべき問題をたくさん含んでおりますので、その前段階として、事実上の特殊部というものを各裁判所に相当大幅につくりまして、そういうところで、いわば専門的な処理をするという方向には、運用面として進んでおるわけでございます。

その他、たとえばいろいろ協議会等で手続面の運用上の改革についてもいろいろ検討し、また、施策が行なわれておるわけでございまして、そう

いう意味におきまして、臨司で提案されております事項は、制度面の問題は、やや検討の段階にあるわけでございすけれども、一般的には相當に施策が進んでまいり、そのおかげで、裁判所の事務の処理も、従来よりはかなり円滑にいく面が出てまいりておりました。そういうことによつて、増員の必要数というものをある程度少なくてとどめることができるという一面も出てまいりておるのではないかと、かように考えておるわけでございす。

○大竹委員 次にお尋ねしたいのでありますが、今度の改正は、高等裁判所において判事二十七名、それから書記二十七名を増員しようということになっておりますが、資料も出ておりますけれども、高等裁判所の事件の処理状況をこの資料によつてひとつ簡単に御説明をしていただきたいと思います。

○鹽野政府委員 お手元に差しあげてございます法律案参考資料でございすが、そのうちの高等裁判所関係は六表、八ページでございす。

八ページの第六表に、高等裁判所の民事、刑事の新受、既済、未済の件数を、昭和三十三年と三十四年と三十五年、三年間について並べて、その状況の変化を明らかにしてあるわけでございす。簡単に御説明いたしますと、まず訴訟事件が最も問題になると存じますが、民事につきまして、訴訟事件が昭和三十三年には合計で八千八百六十七件が新受、それが三十六年になりまして九千四百五、それからさらにそれが三十九年になりますと一万四千一というふうに加増いたしてあるわけでございす。この増加状況にいらひまして事件の未済も三十二年には一万一千七十五でございましたものが、四年後の三十六年には一万三千五百四十六ということになりまして、さらに三十九年には一万四千六百二十七というふうな状況になつておるわけでございす。

それから、下の欄に刑事が掲げてございすが、刑事のほうも、増加の状況は多少少ないようでございすが、訴訟の点を見ますと三十二年の新

受の一万二千四百五十件、それが一万二千六百九十九と三十六年に上りまして、それから三十九年は一万二千四百六と多少下降しているわけでございす。これに対して、未済の点が、訴訟につきまして四千六百六が三十二年でございまして、これが三十六年には五千四百二十三となり、三十九年には五千六百十三というふうに加増しておるというふうな状況でございす。

それから、審理期間の状況でございすが、これは同じ資料の十二ページの第十表をござらんいたしたいと思ひます。これも民事、刑事の通常訴訟の既済事件につきまして、前と同じく三十二年と三十六年と三十九年の三年間を対比したものでございす。各高等裁判所ごとに東京から高松まで掲げてございすが、一番下の全国平均をござらんいただきますと、昭和三十三年の全国平均の民事の既済事件の平均審理期間が十三・四カ月ということにございす。それが三十六年には十六・四カ月に長くなつてゐる。それから、三十九年にはさらに十七・五カ月というふうに加増して長期を要するものとなつてゐるわけでございす。これに對しまして、刑事関係は全国平均、三十二年で五・〇カ月、これが三十六年になりまして、五・三カ月、三十九年になりまして六・三カ月ということに、民事も刑事も数年間の間にかなり審理期間が長期化してゐるという状況が見られるわけでございす。

○大竹委員 次にお尋ねしたいのでありますが、この表を拝見いたしますと、現在、判事の欠員が三十三人、判事補が二十九人、簡易裁判所判事が七名、これはたしか二月一日現在でそういうことになつておるわけであります。相当の欠員があるわけでありまして、今度二十七人をふやすということになりまして、この給源がいつものように非常に問題になると思ひますが、これは見通しはつておるのですか、どうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 毎度、裁判官の欠員補充のことについては、法務委員会でも御心配をいただいております。私どもが

大蔵省と予算折衝いたします際に、最も問題になりますのはその給源の点であるわけであります。ただ本年に關しましては、これは私どももいわけば相當大きな額をして説明させていただけるというわけでございまして、と申し上げるのには、判事補から判事になるべき人がいま相當大ぜい待機しておる状況でございす。そういうことが予算折衝にもさらに迫力を持ちまして、二十七人認めてもらふことができたというのもそこら辺に關係があるわけでございす。いま御審議いただいておりますこの法案で二十七名増加していただきますれば、現在ありますところの欠員が三十三名で、これと合わせますと六十名ということにございすが、さらに若干はこの表をつくりました以後にも定年退官者等がございまして、大体七十名程度のものを、四月一日に補充するという見通しを立てておるわけでございすが、ちやうど判事補から判事になりまして者が七十名ほどあるわけでございす。そういう意味で、ちやうどびつたり判事補から判事になる人でこれが埋まるということであるわけであります。なお若干は弁護士からおいでいただける方もあるようでございすが、これらは四月中にもさらに定年退官者等があつたりいたしまして、そういうところへ埋めていくというふうな關係にもなつてまいりような見通しになつておるわけでございす。そこで判事のほうはそういうふうな形で、こゝしは給源については非常に安心できる状態でございすが、さらにそれに基つきまして、今度は判事補に相当欠員ができてくる、ひいては簡易裁判所の判事がどういふことになるかということになつてまいりうかと思ひます。

ついでにその点も御説明させていただきますれば、判事補と簡易判事は、定員上はある程度流用、ことばは妥當でありませぬけれども、判事補から簡易判事になつてもらつたり、また簡易判事から判事補になつてもらつたり、これは地裁、簡裁がいろいろ關係があるわけでありますので、両者を総合いたしまして欠員として考えてござらんいた

だけばいいかと思うわけであり。そういたしますと、この法務省から出していただき表では、判事補と簡裁判事と合わせまして三十六人の欠員、こういうことになっております。そこへいま申し上げました七十人程度のものが判事になるということになり、それを加えますと大体百名余りの欠員が判事補と簡裁判事の面でできるというところになるわけでございます。そしていま司法研修所におります修習生で判事を志願いたしますので、大体採用が可能であろうと一応見通しとして考えられておりますが七十数名あるわけでございます。この数字はむしろ確定的なものでございまして、途中であきらめる人もありましようし、またやはり判事になりたいという人もあるかと思ひますので、びつたりした数字で申し上げられませんが、大体七十数名は固いという数字でございます。そういたしますと二十数名が全体としての欠員になるわけでございますが、これは判事の定年退官者、あるいは特任の試験の合格者あるいはその他そういうような人々で簡裁判事の面を補充してまいらうというので、大体これも補充の見通しはついておるわけであり。そういう見通しでございまして、判事、判事補につきましてはもう全然心配がないし、簡裁判事のほうはいろいろ本人の資格その他もございまして、今後の問題がございすけれども、そういう形で考えてまいりたい、かように考えておるわけであり。

○大竹委員 次に、判事のほかの職員についてありますが、これもこの表によりまして、裁判所の書記官百二十四名、家裁の調査官は二十三名が欠員、それから裁判所の調査官が十五人というふうになっているわけですが、今度の増員の関係からいまして、やはり補給源についてのお見込みはいかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 御指摘の書記官の点につきましては、この表に出ております百二十四名と、それから二十七名増員いたしていただきますれば百五十名、それにさらにこのあとでも若干

千の欠員の伸びというものを全体を見通しまして百五十名ないし二百名近い欠員になるわけでございますが、これはちょうどこの春、書記官研修所の一部と二部を卒業いたしますもので大体埋まる、こういう見通しでございます。それから次に、家裁の調査官は、いま二十三名の欠員でございますが、これに今度二十五人増員いたしていただきますれば、五十人足らずの欠員になるわけでございますが、これまた、ちょうどこの春、家庭裁判所調査官研修所を五十名程度卒業いたしますので、これで補充できる、こういうことで大体の補充の見通しを立てておるわけでございます。

○大竹委員 次に、家裁の調査官についてお尋ねしたいのでありますが、家裁の調査官はこれで二十五人ふやすというところになっておまして、この理由としては、少年の保護事件が最近ふえたというところが理由になっておるわけであり。これも資料は出ておるようでありすけれども、簡単にひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 少年の保護事件につきましても、資料はお手元の参考資料の十一ページ、第九表でございす。これは家庭裁判所の家事事件と少年事件の新受の状況を記載したものでございまして、家事審判事件につきまして、先に申し上げますと、三十七年、三十八年、三十九年の状況が出ております。合計数で、三十七年が三十七万二千二十九、それが三十八年になりまして、二十八万五千七百九十、三十九年には、二十八万四千四百七十五、こういう状況でございます。これに對しまして、少年保護事件のほうは非常に激増いたしております。少年関係のうち一番上の欄が少年保護事件でございます。三十七年が九十七万四千六百五十、それから三十八年が九十七万三千八百四、それから三十九年になりまして、百四万五千七百三というふうな数になっておるわけでございます。これは御承知のとおり、いわゆる道交事件、道路交通違反事件が含まれておるわけでございます。これを除きまして、その他の刑法犯、

特別法犯というものを抜きまして、この表に書いてございせんけれども、概数を申し上げますと、三十七年には二十一万程度でございまして、それが三十八年には約二十二万五千というふうになりまして、三十九年には二十四万というふうで、三十七年の二十一万から二年後の三十九年には二十四万というふう増加しております。こういう状況で、少年事件につきましては御承知のとおり非常な増加の状況にあるわけでございます。

○大竹委員 この家裁の調査官はいろいろ問題があるわけでありすが、申し上げるまでもなくこの家裁の調査官は、たとえば医学であるとか心理学であるとか、いろいろ各方面の知識が必要だろうと思ひます。人を得るということが非常にむずかしいわけであり。これはもちろん待遇にも見合う問題でございすけれども、非常にその人を得ることが大事である一面、また人を得ることがむずかしいというふうな考えられるわけであり。

それで、ことしの二月十六日の朝日新聞をこらんに見たかどうか知りませんが、家裁の調査官の人が新聞の投書欄に出しておるわけであり。これはまあ実務に当たっている人でありまして、非常に調査官の実情というものを短い文章でありますけれどもよく表現しているのではないかとと思ひます。へたな質問をするよりこれを読んでこれについてお答えいただいたほうがやりいと思ひますので、短い文章だから読んで見ますので、お聞きいただきたいと思ひます。「石井法相の発言が、きつかけとなつて、またもや少年法改正問題が論議されるようになった。しかし相変わらず「刑罰主義」「保護主義」という抽象的な言葉で法務省と最高裁が争つておるという印象を受けることは、少年法の実務の第一線で働いているわれわれとしては悲しいことである。少年法改正問題は検事、判事など司法関係者だけのものではない。学校の補導担任の教師、少年係の警察官、

保護司、少年院の教官、家裁調査官など多くの現場職員が少年問題にたずさわつておる。そしてそのどれもが、その職場では日の当らない片すみで仕事をしておる。少年院、鑑別所、観察所などの現場職員は、法務省の他の機関（たとえば検察庁）に多くの予算をとられ、貧弱な人的、物的設備のもとで働いておる。最高裁でも伝統的な地裁優先主義のため家裁はあらゆる面で、しわ寄せを受けておる。そこでは少年審判の多くは、少年といくらも年の隔たりのない地裁兼任の判事補の手に委ねられ、少年、保護者の納得をうる審判というには程遠いものがあるというのが現実である。そのため心理学、社会学等の専門的な面で、少年問題解決に協力しようとする少年院、鑑別所、観察所、家庭裁判所に就職した専門家達のなかには、無力感におそれ他に転職するものが少なくない。検事さん、判事さん、あなたの方で少年やその家族と日夜接触し、なだめたり、すかしたり、時には自分でもどうしたらよいかわからなくなつて、何もかも投げだしたくなるのを、じつと我慢しながらがんばつておる現場の職員の悩みに、もっと耳を傾けてほしいと思ひます。」という、これは名前まで書いて、家裁調査官、三十九歳というのがあります。これを簡単に言いますと、結局裁判所は、いわゆる地裁中心主義で、家裁というものに悪い面のしわ寄せがされておるということ。それから一面はまた、調査官というものはあらゆる面で現場で一番苦勞しているんだけれども、一番日の当たらない仕事をさせられておるということ。だろうと思ひますが、これらについて、調査官の待遇その他、それからまた、したがって調査官の採用その他についてもお考えがあると思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 先般、私どもの家庭局で少年問題についての資料を発表いたしましたことに關連して、いろいろジャーナリズムで取り上げられ、二、三裁判所の職員の投書等もあつたように存するわけでございますが、いま大竹委員の御指摘の投書は、その中の一つであらうと存

ずるわけでございます。私も当時それを読んだ記憶を持っておるわけでございます。

まず、家裁の調査官の待遇の問題でございますが、これは先般、予算委員会等でもいろいろお尋ねも受けたわけでございますけれども、現在の家庭裁判所調査官の待遇は、一般の公務員としていいのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。調査官補は別といたしまして、調査官になりますれば、もうすでに、すべて五等級ということになるわけでございます。なおその後主任調査官ということになりますと、四等級から三等級、二等級というところまで行けるということになっておるわけでございます。この点を、試みしても、書記官の場合は、たとえば六等級というような者もあるわけでございますが、調査官はすべて五等級以上ということでございますし、また主任の關係におきましても、主任書記官は、三等級から五等級ぐらいまであるわけでございますが、調査官では、むしろ二等級から四等級というようなことで、少し高い一番高い首席調査官なんかについて見ますと、これは一等級ということ、本省の局長クラスという待遇になるわけでございます。首席書記官にはそういうものはないわけでございますので、そういうような比較におきましても、部内でも家庭裁判所調査官を冷遇しているというようなことは、この待遇問題自体から、決していないわけでございます。

ただし、おそく調査官の諸君が待遇について不満を持たれるとしますれば、これはそういう自己の収入の問題よりも——それもございまいしょうけれども、それよりも、何と申しましても家庭裁判所というものは、裁判所の中における新しい店でございます。地方裁判所はしにせでございす。そういたしますと、これは私どもとしていろいろ努力もし、やつておりますけれども、實際問題として、やはりしにせのほうが何となく高層問題として、やうな印象を受けるという面がどうしてもない

わけではありません。これは私どもだけではございませんで、端的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、どうも地方裁判所長のほうが家庭裁判所長よりも上だということを世間でいう、こういうようなことが全体に何となく家庭裁判所というものが冷遇されておるような印象を

与えるわけでございます。しかしながら、実際の
中における職務から見ますと、これは決して書
記官が低いとか、調査官が高いとかいうことを申
し上げるわけではございませんけれども、書記官

は何と申しまでも裁判官の法廷における活動については、補助事務といいますが、調査作成というところが主でございますけれども、同じ補助事務と申しましても、家庭裁判所調査官の活動する分野というものは相当広いわけですから、そういう点ではむしろ大いにプライドを持って仕事をしていただらけるような職場であらうと私どもは考えておりますし、また多くの調査官諸君は、そう考えてやってくれているのではないかというふうに考えるわけでございます。ただ、何ぶんにも、御承知のとおり裁判所の建物是全国的に見ますと非常に古いものもたくさんございますので、そういう場合に、家庭裁判所の調査官の諸君に十分な仕事をやるカンファタブルな部屋を与えるとは

いう面では、おそらく不十分な面が多々あるう
と思いますが、これも最近では、たとえば東京家庭
裁判所が落成することに近々なっておりますの
で、そうなりますれば、調査官の諸君も相当いい
部屋に入って仕事ができる、そういうふうに逐次

改善してまいりたいと考えておりますし、なお先ほどちよつとお話の出ました中に、判事補の諸君が少年事件をやつておるといふ面につきましても、これは私どもかねてからその点を痛感しておりまして、現在の法律では、少年事件は、修習生から判事補になりますと、すぐにでも処理できる、法律の上ではそうなっておりますけれども、こういうことは妥当ではございませんので、一定期間は実際上家庭裁判所に配置しないという方針をとりました、その方針で、まだ若干、従来から

もうすでにおいでになつておる方の中に、若い諸君もおられますが、逐次転任等の際には、ほんとうに若い諸君は、家庭裁判所のほうには配置しないという方針で進んでおりますので、そういう点でも逐次改善してまいるといふふうに考えておるわけでございます。

いろいろな御指摘の点ごもつともな点も多々ございますが、そういうことを参考にさせていたただいて、将来施策してまいりたい、かように考えるわけでございます。

○大竹委員 いまお聞きしてよくわかったわけでありまして、これは民間の会社なんかでもよくあることでありますが、幹部のほうではいろいろ考えるわけだけども、なかなか末端まで、その考えが浸透しないということで、第一線にいる人々が不平を持つ。したがって、その仕事がいまいかないということとは、よくあるわけでありまして。もちろん具体的に、設備をよくするとか、待遇をよくするとかいうようなこともできるだけやらないけれども、やはり気持ちの上の疎通とか徹底ということとは、もつと心がけることが必要だというようなことを投書において知らされるわけですが、そういうようなことをぜひ考えていただきたいと思えます。

それから、時間がございませぬから、最後に一つだけお聞きして終わりたいと思いますが、この家裁の調定官制度で、最高裁の事務総局でいろいろ改正その他についてお考えになっているやに、お聞きするわけでありますが、何かお考えになつて

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほどの大竹委員のお話の点は重々心に込めまして、今後とも施策してまいりたいと存じますが、それと関連いたしまして、あとの話の調査官の進路という問題があるわけであろうと考えるわけでございます。私どもとしては、いわば現在の待遇としては、少なくとも物的面については十分とは申せないまでも、公務員としてはまずこのくらいのものであらうというぎりぎりの待遇をしているように考えておる

わけでございますが、今後の進路というように、なにか一つきましては、これはいろいろ問題があるうと、思います。私どものほうで、つとに研究いたして、思いますのは、御承知のアメリカ等にございます。レフェリーというような制度は取り入れられないものであろうかというように、これが中心でござい

ましてこれにつきましては、数年前にも、また数年前以来最高裁の事務総局の中に研修会等を設けまして、具体的に検討もし、立案と申しますけれども、そういうような段階まで進んだこともあったか、ということ。これは質問でございます。

少年事件につきましても、家事事件につきましても、きわめて形式的に処理できる簡単な事件もございませう。また全国にこういう家庭裁判所を配置します關係で、僻遠の地にも家庭裁判所の支部ないし出張所を置かなければならない。そういうよいところから、それをすべて有資格のすぐれた裁判官を配置していくということには限度がある。そういう場合にアメリカのレフェリー等でございますと、一応裁判官の指示等に従ひまして、そのレフェリーというものが事件を処理する。そうして当事者にその結論を——判決というと妥当でございませうでしょうが、何らかの指示をする。それで当事者がそれに納得すれば、それが裁

判の効果を持つ。しかし裁判官が、それは妥当でないと思えば、裁判官のほうから訂正ができる。しかし裁判官も、それから当事者も、それを納得すれば、それでいい。しかしもし当事者に不満があれば正式に裁判官の裁判が受けられる、大まか

にいつてこういうような制度のようでございますが、そういうものを取り入れて調査官をそのレフェリーに当ててはということ、相当研究もやつておるわけでございますが、いろいろ憲法問題等との関連もございまして、具体的に日本の制度としてどう取り入れたらいいかということで、いまのところまだ結論を得ない状態でございます。

今後ある程度の結論を得ますれば、法務省のほうとも十分お話し合いいたしまして、そのように

待遇改善と申しますか、進路の問題についても進めてまいりたい、かように考えるわけでございます。

○大久保委員長 次会は明四日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

昭和四十一年三月七日印刷

昭和四十一年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局